

2022（令和4）年度
京都市国際交流・多文化共生審議会
提言書

京都市国際交流・多文化共生審議会
2023（令和5）年5月

本提言書の提出にあたって

京都市では、令和3年に、京都市の目指すべき国際都市像を描いた「京都市国際都市ビジョン」が策定され、同年に本市の国際交流、国際協力、多文化共生等に係る事業や施策について、専門的見地から意見や議論を行う「国際化推進プラン点検委員会」、「多文化施策審議会」という2つの附属機関が統合された、「京都市国際交流・多文化共生審議会」が新たにスタートした。

同審議会では、京都市において同ビジョンを指針として展開される国際交流・多文化共生等に関する事業について、より効果的・効率的な実施に向け審議を行うとともに、2021・2022年度は、「外国籍市民等がより生き活きと暮らせる環境づくりに向けて」を審議のテーマに設定し、情報発信や就労支援の分野で、現状や課題について、議論を重ねてきた。

京都市の外国籍市民数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年12月末時点では、42,594人となり、コロナ前の令和元年12月末と比較し、約6,000人減少していたが、令和4年12月末時点で、50,294人と、1年前と比べ7,700人増加し、初めて5万人を超えた。今後も中長期的には、外国籍市民等が増加していくことが想定される中、時代やニーズの変化に対応した事業の実施、支援が必要となる。

本提言については、こうした背景を踏まえ、外国籍市民を含むすべての人々が、暮らしやすく活躍できる多文化共生のまちづくりの一層の推進が図られることを目指して行うものである。

提言 1 留学生を含む外国籍市民等が、京都の企業へ就労し、定着できるよう、関係機関と連携し、働きやすい環境づくりに向けた取組等を推進すること。

1 外国籍市民等の就労・定着に向けた取組に関すること

【具体的な提言内容】

- すべての外国籍市民等について、就労、地域への参画など、生活のあらゆる面で基盤となる日本語学習を行える機会をこれまで以上に創出すること。
- 京都市への愛着を深め、地域の担い手として活躍いただくためにも、地域コミュニティへの参画が進むような取組や、多文化共生社会の必要性や意義について地域の団体や市民が理解を深めるための取組を行っていくこと。
- 外国籍市民等に限らず全ての働き手の多様な価値観を受け入れる、差別意識のない職場づくりや、誰もが自身の能力を活かせるなど、日々働き甲斐を感じられる環境づくりが進むよう、企業等への啓発などに一層取り組むこと。
- 京都で働く外国籍市民やその家族の教育、生活の支援を充実させるとともに、それらも含めた、京都市の働くまちとしての魅力や優位性についても国内外にしっかりと発信していくこと。
- 貴重な人材を活かすためにも子育て後の再就職や、帰化した方、外国にルーツがある市民等についても就労支援に取り組むこと。

【提言の背景】

京都市内で生活する外国籍の方等がいきいきと暮らしていくためには、安心・快適に生活できる環境が整うだけでなく、市内で就労することをはじめ、様々な場面で、活躍できる環境が整っていることや、就労する本人だけでなく家族へのフォローも重要となる。また、今後国内外から京都にお越しいただき、地域の担い手として活躍される方が増えることは、多くの市民にとって、様々な国の言葉や生活習慣・文化などに触れる機会が増え、多様な考え方を学べるとともに、地域の活性化、ひいては多文化共生社会の実現につながるものである。さらに企業にとっては、労働力の確保はもちろんのこと、多言語対応による外国人顧客との取引の円滑化・海外展開の促進など、競争力の向上にも寄与するものである。

そうしたことを踏まえ、これまでから京都市では、行政・生活情報等の多言語化や、相談窓口の設置、日本語教育などの支援が行われてきた。また、国などの関係機関に

においても、日本貿易振興機構（ジェトロ）の専門相談員などによる企業の支援や労働局による労働相談コーナーの設置など、就職・定着に向けて取り組まれているところであるが、今後、外国籍市民や国内外の外国人等の就労・定着を円滑に進めていくためには、国や府、関係団体や企業と連携しながら、一層取組を推進していくことが重要だと考えられる。

2 留学生への就労支援に関すること

【具体的な提言内容】

- 企業とのマッチングの強化や就職セミナーの実施、スタートアップビザ制度を活用した企業活動の促進など、これまでの取組を継続し、充実させていくこと。
- とりわけ、インターンシップについては、日本企業における働き方への理解やコミュニケーション能力の向上など、留学生と市内企業等との相互理解を促進するためにも長期的なインターンシップなどに取り組むこと。
- あわせて企業において、異文化理解が深まるよう、より一層啓発などに取り組んでいくこと。

【提言の背景】

外国籍市民等の中でもとりわけ、大学や日本語学校などで学ぶ留学生については、一般的に日本語でのコミュニケーション能力や地域社会への理解が比較的高い人材が多いことなどから、就職後にスムーズに企業や地域社会と溶け込むことが期待できる。こうしたことから、市内企業等への就職・定着につながる留学生の就労を支援することは、京都市の地域活性化に大きく貢献する取組の一つであると考えられる。

一方、日本における留学生は、約60%が日本国内の就職を希望しているにもかかわらず、実際の国内就職率は約30%に止まっている（（独）日本学生支援機構「令和3年度私費外国人留学生生活実態調査概要」、「令和2年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」）。

これは、留学生側から見ると日本の就職活動の仕組みの難しさや、留学生用の情報の入手などの面で課題があり、他方で企業側から見ると、日本語能力の不足や、日本企業における働き方への理解が不十分なことなどが課題として考えられる（平成26年度経済産業省委託調査 新日本有限責任監査法人「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査」）。

京都市においては、産学官が連携してオール京都で取り組む留学生スタディ京都ネットワークにて、留学生就職情報ポータルサイト「Beyond Study Kyoto」を開設し、就職イベントや日本語講座等の情報発信、京都で学ぶ留学生がスムーズに就職活動を行えるよう、留学生向けの就業支援事業の紹介を行う説明会の開催、また、留学生向けインターンシップを実施。加えて、スタートアップビザ制度の活用により、留学生を含む外国人の起業活動を支援しているところであるが、今後も、留学生が就職し、活躍していくためには、取組の継続、更にはその充実が求められる。

提言 2 外国籍市民等が安心・快適に暮らせる環境づくりに向け、必要とする情報を円滑に入手できるよう、情報発信の更なる強化に取り組むこと。

【具体的な提言内容】

- 京都市国際交流会館について、日本人・外国人問わず、認知度を向上させ、事業やサービスを更に知ってもらうため、市民に身近な区役所などの行政機関や関係団体などとも連携し、アナログ・デジタルの両面から広報を推進していくこと。
- デジタル技術を活用したサービスの更なる提供やSNSなど多様なツールを効果的に活用するとともに、京都市国際交流会館や国際関係団体、外国人コミュニティのキーパーソン、外国人を受け入れる企業などと連携し、外国籍市民等が必要とする情報が到達するよう取り組むこと。
- 京都市のホームページにおいて、外国籍市民等の専用のページの作成や京都市国際交流協会のホームページへのわかりやすい誘導など、情報を得やすい工夫を行うこと。
- 行政手続きなど、外国籍市民等にとって複雑であることや出身国と制度が異なることにより理解が困難なものについては、理解の促進につながるような広報や情報発信に取り組むこと。

【提言の背景】

今後、中長期的に外国籍市民等が更に増加していくことが見込まれる中、外国籍市民等が安心・安全で、かつ生き生きと暮らしていくためには、国籍を問わず、必要な情報をしっかりと得られる環境・体制を整えていくことが求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においては、さまざまな行政情報が発信される中、必要な情報をしっかりと外国籍市民等に届けることの重要性が

再認識されたところである。

京都市では、区役所・支所の窓口などにおいて、テレビ電話型の翻訳タブレット端末を導入しているほか、国際交流・多文化共生の中核的施設である、京都市国際交流会館において、一般的な生活相談以外にも、行政サービスの利用や在留資格・出入国に関する手続きなどの目的に特化した相談事業を実施しており、多言語での対応については、一定体制を整えてきている。

一方で、昨今のデジタル化の推進に伴い、SNSの一層の普及などにより、情報の発信方法については、これまで以上に多様化しており、外国籍市民等が必要としている情報を届けるためには、様々なツールをいかに効果的に活用していくかが求められている。

また、コロナの感染拡大の状況下において、オンラインでの交流手段が充実していく一方で、対面交流の機会が減少し、孤立し、つながりを求める人々も少なくない。外国籍市民同士、あるいは外国籍市民と日本人が直接対話し、交流する「場」についても、その重要性が再認識されている中、京都市の国際交流・多文化共生の拠点である、京都市国際交流会館は、その「場」として果たすべき役割がますます増していると考えられる。

結びに

今回の提言を含め、本市の多文化共生施策の着実な推進にあたっては、当事者である外国籍市民等の方の声を聞くことにより、現状を把握し、課題などを明らかにしたうえで、事業を進めていくことが何より重要である。

また、取組の推進に当たっては、京都市だけでは限界がある。例えば外国籍市民等の企業での受け入れ、定着や、就労支援に当たっては、実際に受け入れる企業や経済団体、労働行政に関わる京都府や労働局やジェトロなどの関係機関と連携・役割分担して取り組むとともに、外国籍市民向けの相談窓口や日本語学習等の取組を実施している京都市国際交流協会、そして地域の団体等との連携が不可欠である。また、在留管理や労働行政を統括する国に対しては、在住外国人を含む多様な働き手が能力を発揮するための、企業への更なる周知啓発や日本語教育や生活相談、就労支援等を実施する自治体に対する財政措置の拡充などを求めていくことも必要である。

以上のように、現状・課題を的確に把握したうえで、京都市単独では実現が難しいことでも、ステークホルダーなどとの連携や国の制度などを活用しながら取組を進めていくことにより、京都市において、外国籍市民等がより生き活きと暮らせる環境づくりが一層促進していくことを切に願う。

京都市国際交流・多文化共生審議会

2023（令和5）年5月

**2022（令和4）年度
京都市国際交流・多文化共生審議会
提言書**

2023（令和5）年5月発行

京都市国際交流・多文化共生審議会
事務局：京都市総合企画局国際交流・共生推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL:075-222-3072 FAX:075-222-3055

E-mail: kokusai@city.kyoto.lg.jp